

志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

志木市長 香川 武文

志木市規則第 11 号

志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第 3 条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び第 1 号介護予防支援事業
- (2) 省令第 140 条の 64 第 2 号イからホまでに掲げる事業

2 次に掲げる事業を第 1 号訪問事業とする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス（指定事業者が行う旧介護予防訪問介護に相当する訪問サービスをいう。以下同じ。）
- (2) 訪問型サービス A（指定事業者が行う旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準に従った訪問サービスをいう。以下同じ。）
- (3) 訪問型サービス B（ボランティア等が行う訪問サービスをいう。）

以下同じ。)

(4) 訪問型サービスC (保健又は医療に関する専門的知識及び経験を有する者が6月以内の比較的短期間で行う訪問サービスをいう。以下同じ。)

3 次に掲げる事業を第1号通所事業とする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス (指定事業者が行う旧介護予防通所介護に相当する通所サービスをいう。以下同じ。)

(2) 通所型サービスA (指定事業者が行う旧介護予防通所介護に係る基準を緩和した基準に従った通所サービスをいう。以下同じ。)

(3) 通所型サービスB (体操、運動その他の活動の機会の場の提供等住民が主体的に行う通所サービスをいう。以下同じ。)

(4) 通所型サービスC (保健又は医療に関する専門的知識及び経験を有する者が6月以内の比較的短期間で行う通所サービスをいう。以下同じ。)

4 次に掲げる事業を第1号介護予防支援事業とする。

(1) 介護予防ケアマネジメントA (地域包括支援センターが行う介護予防支援に相当する介護支援サービスをいう。以下同じ。)

(2) 介護予防ケアマネジメントB (地域包括支援センターが行う介護予防支援に係る基準を緩和した基準に従った介護支援サービス (次号に規定するものを除く。)) をいう。以下同じ。)

(3) 介護予防ケアマネジメントC (主に訪問型サービスB及び通所型サービスBの利用を前提とした、地域包括支援センターが行う介護予防支援に係る基準を緩和した基準に従った介護支援サービスをいう。以下同じ。)

(事業対象者の確認方法等)

第4条 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者 (以下「事業対象者」という。) に該当するかどうかを確認する方法等については、市長が別に定める。

(第1号事業支給費の額)

第5条 指定事業者が行った第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る

第1号事業支給費の額は、市長が別に定める基準により算定した第1号事業に要する費用の額に100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係るものにあつては、100分の80）を乗じて得た額とする。

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）に係る第1号事業支給費の額は、市長が別に定める基準により算定した第1号事業に要する費用の額に100分の100を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により第1号事業支給費を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第6条 市長は、法第115条の45の3第6項の規定により、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（第1号事業支給費の支給限度基準額等）

第7条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度基準額は、要支援状態区分に応じ、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、法第55条第1項及び省令第87条第3項の規定の例により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者が行う事業を利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、法第55条第1項及び省令第87条第3項の規定の例により算定した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認める場合は、同項の支給限度額を超える額を支給限度額とすることができる。

（第1号事業支給費の額の特例）

第8条 市長は、災害その他の省令第83条第1項各号に定める特別の事情があることにより、第1号訪問事業及び第1号通所事業に必要な

費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第5条第1項に規定する第1号事業支給費の額の特例を定めることができる。この場合において、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 法第60条各項の規定が適用された居宅要支援被保険者は、前項の特例の適用を受けたものとみなす。

3 第1項の申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第9条 市長は、総合事業において、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給額に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業を行うに当たって従うべき基準)

第10条 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行うに当たって従うべき基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準

(2) 訪問型サービスA、訪問型サービスB、訪問型サービスC、通所型サービスA、通所型サービスB及び通所型サービスC 市長が省令第140条の63の6第2号に掲げる基準として別に定める基準

2 第1号介護予防支援事業を行うに当たって従うべき基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防ケアマネジメントA 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年志木市

条例第26号)第4章に規定する基準の例による基準

(2) 介護予防ケアマネジメントB及び介護予防ケアマネジメントC

市長が省令第140条の63の6第2号に掲げる基準として別に定める基準

(指定の有効期間等)

第11条 省令第140条の63の7に規定する期間は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする第1号事業を行う者の当該指定に係る事業所が、同項の申請の際に指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定通所介護事業所(同令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定訪問介護事業所等」という。)の指定を既に受けているときは、指定の有効期間は、その指定の日から次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める指定訪問介護事業所等の指定の有効期間の満了の日までとする。

(1) 第1号訪問事業 指定訪問介護事業所

(2) 第1号通所事業 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所

3 前2項に定めるもののほか、指定事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般介護予防事業)

第12条 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。)の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、この規則の実施のために必要な準備行為をすることができる。